

平成24年6月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 檜山竜一
 平成24年(ハ)第8号 不当利得返還請求事件
 口頭弁論終結日 平成24年5月29日

判	決					
山口県岩国市						
原	告	X /				
山口県岩国市						
原	告	X 2				
上記両名訴訟代理人弁護士	田	邊	一	隆		
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1						
被	告	アイフル株式会社				
同代表者代表取締役						
同訴訟代理人						
主	文					

- 1 被告は、原告 X / に対し、77万3304円及びうち69万6582円に対する平成23年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、6万2025円及びうち5万8602円に対する平成23年11月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文1項及び2項と同旨

第2 請求原因の要旨

- 1 原告 X / が、被告との平成12年10月14日付け金銭消費貸借契約に基づき同日から平成23年10月21日まで別紙計算書1記載のとおり借入及び弁済を繰り返していたところ利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率により引き直し計算すると、69万6582円の過払金が生じているので不当利得返還請求権に基づき、その過払金及び被告は不当利得につき悪意の受益者であるとして民法所定の年5分の割合による利息金の各支払請求
- 2 原告 X 2 が、株式会社ライフ（以下「ライフ」という。被告が平成23年7月1日ライフを吸収合併した。）との平成18年7月27日付け金銭消費貸借契約に基づき同日から平成22年11月17日まで別紙計算書2記載のとおり借入及び弁済を繰り返していたところ利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率により引き直し計算すると、5万8602円の過払金が生じているので不当利得返還請求権に基づき、その過払金及び被告は不当利得につき悪意の受益者であるとして民法所定の年5分の割合による利息金の各支払請求

第3 爭点

- 1 民法704条の悪意の受益者の成否及び利息の発生時期
- 2 過払金に対して発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当することの可否（予備的主張）

第4 当裁判所の判断

- 1 証拠及び弁論の全趣旨によれば請求原因の要旨記載の別紙計算書の年月日欄に記載されている貸付金額及び支払金額について認めることができる。
したがって、請求原因の要旨記載の過払金発生の事実を認める。
- 2 民法704条の悪意の受益者の成否及び利息発生時期（争点1）
金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息の契約は、超過部分について無効である。しかし、登録を受けた貸金業者（以下「貸金業者」という。）については、貸金業の規制等に関する法

律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務弁済として受領することができる」とされている。そうしてみると、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分認識しているものというべきである。そうすると、貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者が同項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

本件において、被告が貸金業法43条1項のみなし弁済が成立するためには、支払いの任意性のほか契約締結時に法定要件を満たした17条書面を遅滞なく、また弁済を受ける都度、法定の要件を満たした18条書面を直ちに原告に交付されていることが必要であるところ、それらの書面が原告に交付されたことを認めるに足りる証拠はなく、その他、被告が貸金業法43条の適用があると認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情は認められないから、被告は、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

貸主が悪意の受益者である場合における民法704条所定の利息は、過払金発生時から発生する（最高裁判所平成21年7月17日第二小法廷判決）ので、請求原因の要旨記載の利息を認めることができる。

3 過払金に対して発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当することの可否（（予備的主張）争点2）

被告は、「過払金充当合意」について述べられている、最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決、最高裁判所平成21年3月3日第三小法廷判決、最高裁判所平成21年3月6日第二小法廷判決においては、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引中に発生した過払金に対する

利息については何ら明言しておらず、むしろ、利息は新たな借入金債務に充当されないことを前提としている旨主張する。

しかし、過払金発生後の貸付の際、過払金を損害金・利息・元金の順に充当すべきことは、最高裁判所平成15年7月18日第二小法廷判決が、過払金が他の借入金債務に充当される場合、「民法489条及び491条の規定に従つて」とすることから当然であるし、前掲最高裁判所平成21年3月3日第三小法廷判決も、破棄差戻しせずに、上記順序で原審の充当関係を肯定して自判しているので、被告の主張は理由がない。

第5 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がある。なお、仮執行免脱の宣言については相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁 判 官 中 島 哲 夫

これは正本である。

平成24年6月19日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官 檜山竜一

